



グローバルモビリティ～海外税務～

国際人事必見:赴任者の現地確定申告に係る留意点

はじめに

12月になり、そろそろ赴任者の派遣先での確定申告業務に取り掛かる時期になりました。派遣先の数が増えると、各国の申告状況のトラッキングだけでも国際人事にとっては大きな負荷がかかります。加えて、通常の長期赴任者以外に、企業留学生や研修生など、日本側で費用負担をされていて、日本からの直接納付が必要な赴任者がいる場合、管理は一層煩雑になります。今回は日本から海外へ派遣されている赴任者の現地での確定申告の留意点をいくつか見ていきたいと思います。

1. 申告・納付スケジュールの確認と対象者の判定

多数の国にちらばる赴任者の派遣先での確定申告業務を正しく、かつ期日内に行うためには、スケジュールと対象者の事前確認が大切です。

(1) 申告・納付スケジュールの確認

アジアでは課税年度は暦年、申告期日は3月末という国に加え、申告期日が3月末ではない国もあるため、複数カ国に赴任者を派遣している場合には留意が必要です。また、欧州の場合、イギリスやドイツのように、課税年度の終了日から当該年度の確定申告期日までの間隔が大きく空いている国もあり、これらの国の申告状況を漏れなくトラッキングする内部体制が整っていることの確認も大切です。

※課税年度は暦年だが、申告期日が翌年3月末でないアジア諸国(例)

韓国	5月
シンガポール	4月
台湾	5月
フィリピン	4月

なお、対象国と確定申告業務に係るタイムラインを確認する際には、申告期日の確認と併せて納付期日の確認も重要です。納付を完了し納付記録を添付しないと申告書の提出ができない国や、申告書の提出期日前に納付期日が設定されている国もあり、留意が必要です。後者の場合、申告期日までに申告書を提出したとしても、納付が期日に遅れた場合、納付期日に遡って遅延利息の対象となる可能性があります。

(2) 対象者の判定

申告・納付スケジュールの確認と並行して重要な作業は、確定申告対象者の正確な判定です。特に帰任者や出張から赴任に切り替える場合には注意が必要です。

帰任者の場合、派遣先のコンプライアンスルールや帰任のタイミングなどによって確定申告要否が異なります。一般的には帰任者は大きく以下に分けられ、区分ごとに派遣先ルールに照らし合わせた申告義務の判定が必要となります。

1. 当年度帰任者で当年度の(課税対象の)未申告所得がある者
2. 当年度帰任者で当年度の(課税対象の)未申告所得がない者
3. 前年度の帰任者で、派遣先での赴任期間に相応する当年度賞与の支給がある者

特に3. の場合は派遣先のコンプライアンスルールを正しく理解していないと申告要否の判断ができず、複雑です。例えば、賞与を現金主義(cash basis)で課税する国であれば、非居住者となった後に支払われる賞与については、その評価対象期間に赴任期間が含まれていたとしても、派遣先での費用負担がない限り、一般的には申告不要ですが、そうでなければ申告・課税が必要です。ただし申告・課税が必要な場合であっても、賞与支給のタイミングで派遣先での月次源泉徴収(もしくは四半期申告、月次申告)が義務付けられている国もあり、その場合には確定申告が不要となることがあります。なお、最近の日本の税務調査では帰任後に発生した現地税金についての確認が増えており、その意味でも日本でのトラッキングが重要となっています。

また、最近では出張から赴任に切り替わるケースも増えてきていますが、出張者は国際人事を介さず事業部から直接派遣されるケースが多く、その全容を国際人事で正しく把握するのは困難です。ただし、出張から赴任への切替の場合、赴任前の出張日数が赴任初年度の派遣先での申告義務や課税所得の範囲に影響を与える場合もあるため留意が必要です。

2. 赴任者との事前の認識すり合わせ

期日や対象者の確認と併せて会社としての対応を考える必要があるのが、赴任者とのコミュニケーションです。赴任者の現地での個人所得税は会社が負担し、必要な給与情報は会社から現地の会計事務所または現地の人事(経理)担当者に提供するのだから、わざわざ赴任者との事前コミュニケーションは不要だろう、と思われるかもしれませんが、その認識は必ずしも正しくありません。国外で発生した個人所得も含めて全世界所得課税である国の場合、日本で発生する家賃収入や銀行利息、配当金などの個人所得を含めた申告が必要となるため、これらの情報を正しく提供することの重要性を赴任者にきちんと理解してもらう必要があります。

また、よくある誤認として、会社と赴任者の間では赴任期間中の現地確定申告・納付は会社が責任を持つという合意ができていないのだから、不必要に赴任者を巻き込む必要はない、というものがあります。ここで留意が必要なのは、派遣先の税務当局からすると確定申告はあくまで「個人」の義務であるという点です。最近では税務当局と移民局の連携もますます強化されてきており、申告・納付が正しくなされていない場合、現地での就労ビザの延長に影響をきたす場合や、申告・納付が完了するまで出国できないケースなども見られます。

課税対象所得より国外出張日数相当の所得控除が可能な場合、通常、赴任者が申告した課税年度中の国外出張日数に基づき所得按分計算を行います。正しい出張記録の提出の重要性と、所得控除の妥当性を裏付けるサポート資料(出張申請書や航空券の控え、など)の保管義務を、赴任者本人が正しく理解していることが重要です。申告書提出後に個人の確定申告書に対する税務調査が入る場合もあり、その場合には当局よりサポート資料の提出が求められます。資料の提出が出来ない場合には所得控除が否認され、過少申告に対する罰金・遅延利息が発生します。

3. 納付及び申告書提出後の留意点

納付についても留意が必要です。赴任関連費用を100%日本で負担する企業留学生や研修生の場合、納付を日本本社が直接行うケースが一般的です。ただし、国によってはそもそも国外送金による納付を受付けていない、その国の指定銀行からしか納付できない、あるいは納税者本人の個人口座からしか納付できない場合もあり、ルールがまちまちのため、事前確認が必要です。

また、何名かの赴任者の納付をまとめて一度の送金で行う場合、税務当局側で各人ごとの税務アカウントに正しく納付資金の配分がなされず、当局の一時アカウント(suspense account)に資金が滞ってしまうことがよくあります。このような場合、期日までに正しく納付しているにも関わらず、現地税務当局では納付を認識しておらず、催促通知の発行や遅延納付に伴う罰金や利息通知の発行につながる可能性があります。複数名の納付をまとめて行う場合には、事前に送金時のレファレンスをどうすべきかなどを確認しておくことが大切です。

賦課課税方式を採用している国の場合、賦課通知に記載されている税務当局の計算結果をそのまま鵜呑みにせず、必ずレビューを行うことが大切です。税務当局の計算が間違っていることや、見解の違いにより控除適用が否認された場合、状況によっては異議申立てを検討する必要があります。

まとめ

海外赴任者の派遣先国での確定申告は、国の数だけ異なるルールが存在するため、管理が煩雑です。早め早めのプランニングと適切な赴任者とのコミュニケーション、必要に応じたアウトソーシングの検討が、増加傾向にある海外赴任者の現地での確定申告業務管理のキーとなります。

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployヤー サービス



ディレクター・税理士(英国) 浅田 緑

midori.asada@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployヤー サービス

email: deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バパニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001